

「戸田市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例（案）」についてのご意見に対する回答

* 貴重なご意見ありがとうございました *

案 件 名 戸田市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例（案）
について

意見募集期間 令和5年8月1日（火）から令和5年8月30日（水）まで

パブリック・コメントとしてご意見を募集した結果、2名の方から3件のご意見をいただきました。いただいたご意見の内容と、それに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

【ご意見の概要とご意見に対する市の考え方】

	ご意見の内容	市からの回答（対応）
1	「不特定多数性」という言葉を使用しているが、世の中で用いられている語句では無く、不明瞭であるため他の言葉に置き換えるべきである。	御意見のとおり、一般的に用いられている語句ではないため、他の言葉への置き換えについて検討致します。
2	6. 基本的施策においては、直接的に表現の自由と競合する施策は存在しないものと理解しているが、万が一、プロバイダへの削除要請等、表現の自由を直接的に脅かす施策を検討しているのであれば、誹謗中傷等の定義が「 侵害情報に該当する可能性がある情報」と広く、適切でない。 国の「プラットフォームサービスに関する研究会 誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ」においても誹謗中傷対策が取り上げられており、その検討の中で表現の自由	本条例は、インターネット上の誹謗中傷等の防止について、市の施策の基本的方針を定めるものであり、主な施策として、インターネットリテラシーの向上に資する施策や相談体制の整備等に取り組むこととしております。御意見のように、市が直接プロバイダへの削除要請等を行うような施策は検討しておりません。今後の施策についても、御意見のとおり、国が実施する施策との整合性を図ると共に、発信者の表現の自由に配慮しつつ取り組んで参りたいと考えております。

	<p>の観点から実施されなかった施策については、本条例でも取り上げるべきではない。</p>	
<p>3</p>	<p>条例には概ね賛成だが、概要が広く包括的であるが故に、何を最優先課題としているのかが分からず、条例が力を発揮できるのか懸念する。</p> <p>また、インターネット上の情報は消しづらいことに触れていることから、忘れられる権利も視野に入れているように見える。</p>	<p>インターネット上の情報が消しづらく半永久的な再現性があることから、市の責務及び主な施策として、インターネットリテラシーの向上に資する施策や、相談体制の整備、被害者及び行為者を発生させないための施策を推進することを目的としております。</p> <p>こうした施策を講じることで、インターネット上の誹謗中傷等の防止に取り組んで参りたいと考えております。</p>